

令和 8 年 3 月 11 日

関係事業主 各位
採用担当 各位

厚生労働省 長崎労働局
長崎県産業労働部
長崎県教育委員会
長崎県高等学校長協会
長崎県高等学校進路指導協議会
(公印省略)

新規高等学校等卒業生の就職選考等について（お願い）

時下ますます御発展のこととお喜び申し上げます。平素から本県の高等学校等の新規卒業生の就職につきましては、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、例年、生徒の適正な職業の確保、就職の機会均等などを実現し、生徒の進路保障を推進するために、公正な採用選考をお願いしてまいりました。しかし、残念なことに、依然として就職差別事象が見受けられ、また、採用内定取消し又は入職時期繰下げ等も見受けられます。そこで、このたび標記のことについて、関係機関で協議の結果、別紙のとおり関係事業主各位に要望することになりました。

事業所の皆様におかれましては、採用選考にまつわる諸問題についての一層の御認識、御理解を賜りますとともに、生徒の基本的人権を尊重され、公正な採用選考を実施されますようお願い申し上げます。

なお、『長崎県高等学校卒業生就職問題検討会議』における、一人の生徒に対して一事業所のみの応募・推薦をする「一人一社制」見直しの検討結果を受けて、長崎県内で
の応募・推薦につきましては、令和 8 年度は応募・推薦開始日から 10 月 14 日までは一人一社制とし、10 月 15 日以降は複数応募・推薦が可能となりますので、御留意願います。

(別紙)

事業主に対する就職選考等についての要望書

1 職場見学会、(※)インターンシップ等について

応募前の職場見学会や企業説明会等は、生徒が企業や仕事内容について情報を収集することを目的としています。またインターンシップについては、主体的な職業選択や高い職業意識を育成するためのキャリア教育の一環として実施されています。これらについては、その目的を十分に理解のうえ実施するとともに、公正公平な採用選考に留意し、選考開始日前の早期採用選考につながることはないようお願いいたします。

2 求人活動のための学校訪問等について

- (1) 今年度については学校訪問の開始を7月1日以降とします。また、学校訪問の回数は学校教育に差し支えない程度をお願いいたします。
- (2) 採用選考のため、または内定後といえども新規学校卒業者を対象とする家庭訪問は行わないようお願いいたします。
- (3) 求人者またはその委嘱をうけた者が、新規学校卒業者、その保護者その他の関係者に対し、金品または利便の供与により求人活動を行うことがないよう取り決められておりますので、遵守をお願いいたします。

3 推薦開始及び選考開始の時期について

- (1) 推薦開始 9月 5日以降 (高等学校よりの文書到着)
- (2) 選考開始 9月16日以降 となっています。

4 学校推薦について

- (1) 公共職業安定所の確認印のある各事業所の求人票(写)による求人申込みについてのみ推薦を行います。**ただし、求人事業所が学校を指定していない求人については、高等学校内の選考は必ずしも行う必要はないこととされております。**
- (2) 前項によらない求人申し込みを受けた場合は、確認印のある求人票の提出を求め、その提出を待って推薦を行います。

5 応募書類の提出について

- (1) 生徒の推薦に際しては、全国高等学校統一用紙(令和6年度改定その1、2)に紹介書を添付し、それ以外は提出いたしません。また、「履歴書」の作成方法については、求人者の意向を踏まえて「①手書きのみ、②パソコン作成のみ、③どちらでも可能」のいずれかとし、高卒求人票の5「補足事項欄」に記載した履歴書作成方法については、求人者管轄ハローワークが求人票提出時に確認を行います。また、選考時には作成方法ではなく、応募書類の内容から応募者の適性・能力を基準として判断していただきますようお願いいたします。(※民間職業紹介事業者においても、同様の取り扱いとします。)
- (2) 求人者は統一用紙及び紹介書以外に求人者が独自に定めた応募書類(社用紙)や実質的には身元調査等につながる恐れのある戸籍謄(抄)本等の提出を本人又は学校に対し求めないようお願いいたします。

6 採用選考について

就職希望者の職業選択の自由を保障し、就職の機会均等を確保するため、採用選考に当たっては、本人の適性・能力と直接関係のない事項を採否決定の判断の資料とすることなく、

本人の基本的な人権を尊重した公平かつ公正な選考が実施されるよう、特に次の事項の遵守をお願いいたします。なお学校では（１）の項目については答えないように指導しております。

- （１）統一応募書類の趣旨に沿い、出身地・本人の身体的特徴・家族の職業・家庭環境・家庭の経済状況・思想信条・支持政党・購読新聞・宗教等の就職差別につながるおそれのある質問（社用紙の提出を含む）、作文及び身元調査は行わないようお願いいたします。
- （２）就職の機会均等を保つために障害や日本国籍の有無、課程（全日制、定時制、通信制）や家族構成等にかかわらず公正な求人及び選考を行ってくださるようお願いいたします。
- （３）採用選考時にいわゆる「血液検査」等の健康診断を実施する場合には、健康診断が職務遂行上必要な場合のみ実施するようお願いいたします。なお、健康診断を実施する場合は、検査の種類と職務内容との相関性やその他の必要性をあらかじめ学校と応募者に説明し、相互の了解のもとに実施するようお願いいたします。
- （４）選考日時、場所、試験内容、携帯品、宿泊先等についてなるべく早く学校に通知願うとともに、学校を通じて応募者にも文書で通知願います。特に遠隔地での受験については交通機関等の手配の都合もありますので、早急に通知してくださるようお願いいたします。
- （５）選考日数や回数は、授業や学校行事に支障のないよう、必要最小限でお願いいたします。

7 選考結果について

- （１）選考結果については、選考日からなるべく１０日以内に学校あての文書をもって通知願います。なお、本人あての通知も学校経由でお願いいたします。
- （２）不採用者があった場合は、応募書類を学校あてに返却し、その理由をできるだけお知らせくださるようお願いいたします。
- （３）事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期繰下げ等は、その円滑な就職を妨げ、生徒並びに家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えるとともに、社会全体に対しても大きな不安を与えるものであり、決してあってはならない重大な問題です。真にやむを得ない事情により採用内定取消し及び入職時期繰下げ等を行おうとする事業主は、あらかじめ公共職業安定所及び学校長に通知する必要があります。また、厚生労働大臣は、内容によってはその内容を公表することとなりますのでよろしくお願いいたします。

8 採用内定生徒の就業開始の時期及び実習・研修等について

- （１）採用内定生徒の就業開始時期は、卒業式の翌日以降にお願いいたします。
- （２）卒業式以前に事業所が実施する実習・研修・アルバイト等は、学校教育に支障をきたし、また災害発生等の危険も懸念されますので、行わないようお願いいたします。
- （３）卒業式以前に実施する事業所見学・懇談会・内定式等は、通常日の放課後または休日や休業中などを利用し、授業や学校行事に支障のないようお願いいたします。

9 採用内定後の提出書類について

- （１）この書類等には、過去の慣習に基づく各種の書式が依然として使用されている場合があります。それらの内容について基本的な人権尊重の観点に立って総点検され、差別のある、あるいは不要不急と思われる書式や項目については早急に整理、改善を行っていただきますようお願いいたします。
- （２）採用が決定し、内定者より就職承諾書等を求める場合は、会社に有利な条件の内定取消し、あるいは保留条件をつけることは好ましくありません。就職承諾書等を求める場

合は、応募した際に提出した「就職承諾書(九州地区高等学校進路指導研究協議会統一用紙)」
をご使用下さい。

なお、戸籍謄(抄) 本等の提出は求めないようお願いいたします。

(3) 採用内定者に対し、文書(パンフレット等を含む)を配付する必要がある場合は、本人には
直送せず、必ず学校(進路指導主事)経由で発送されるよう御配慮願います。

※朱書き部分について令和8年度より追記。